

以上  
上なる事  
は毎年二月

工場協議會之を

員を生じた時  
を超えたる時  
し選出委員

次期者より  
時は補缺選

一箇年ごし指  
任者の残任期間  
之を起算し

會は左記の事項  
又は委員の提案

高低に順應する最  
び危険防止

娛樂及び休養  
有進に關する事項

議案を提出せんこす  
名以上の同意を得て  
會の月の前月末日迄  
之を提出する事を要

當者之を決定す

九條 前條の決議事項の採否は

第五條 立會人は職工中より選舉長之を専任す  
選舉人及び被選舉人の資格は選舉期間の滿する月の前月末日現在の職工名簿に依る

但し選舉當日迄に資格を失ふべき理由發生したる者は、員を選舉しに選舉せらるゝ事を得行ふ

第六條 選舉は投票に下り之を行ふ投票は單記無記名とし一人一票に限る

第七條 各選舉區に投票所を設け各投票所に投票函を置く選舉人は投票所に於て投票用紙の交付を受け

之に自ら被選舉人立會人一名の氏名を記載して投票すべし

第八條 投票を終りたる時は選舉管理人は其旨を選舉長に報告し其指揮を受け選舉人立會人立會の上渾滞なく開票すべし

第九條 左の投票は之を無効とする  
一、制規の投票用紙を用ひざるもの

二、一票中に二人以上の被選舉人の氏名を記載したるもの

三、被選舉人の氏名の外餘事を記載したるもの但し被選舉人の工場(又は課係)名職名等を附したるものには此限りに非ず

四、被選舉人の何人たるを確認し難きもの

第十條 選舉に關し疑ある時は選舉管理人及び選舉人立會人の意見を徵し選舉長之を決定す

第十一條 各選舉區に於て有効投票の際多數を得たる者を以て順次其區の當選者とす

但し各區に於て選舉すべき委員數を以て其區の選舉有資格者總數を除して得たる數の十分の一以上の

入職日(既き時は本所入職日の前後)に依り當選者を定むるに當り當選票數同様

第十二條 投票を終りたる時は選舉管理人は其結果を直ちに選舉長に報告すべし

第十三條 選舉長前條の報告を受けたる時は當選者を決定するに必要なる調査を爲し之を決定したる時は各當選者に其旨を通知し當選具選舉區名工場(又は課係)名及び氏名を主管者に報告し且つ之を社内に掲示すべし